

# 岐阜県国民健康保険運営方針（改定案）に対するパブリック・コメントの結果

募集期間：令和5年12月27日（水）～ 令和6年1月26日（金）

意見人数、件数：2人、9件

岐阜県健康福祉部国民健康保険課

番号	箇所	ご意見（概要）	ご意見に対する県の考え方
<b>はじめに</b>			
1	P. 1 はじめに	SDGs（持続可能な開発目標）の理念と民間保険会社とは異なることを踏まえて、P. 1の最後の「必要な見直しを行います。」を「必要な財政的措置を行います。」としてはどうか。	県国保運営方針は、県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定など保険者としての事務を共通認識の下で実施するために策定するものです。 当方針に基づく取組の状況は、PDCAサイクルの下で把握・分析し、評価・検証を行います。その上でおおむね3年ごとに県国保運営方針の見直しを行うことが国民健康保険法第82条の2第6項（令和6年4月1日施行）に定められているため、財政運営だけでなく他の事務も含めた「必要な見直しを行います。」としております。
<b>第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し</b>			
2	P. 2～3 1 医療費の動向と将来の見直し (1) 被保険者数の見直し (2) 医療費の見直し	国が毎年実施する「国民健康保険実態調査」における岐阜県の結果を記載する必要がある。改定案は被保険者数と医療費の見直しが記載されているが、国民健康保険の実態把握という面では不十分。1世帯当たりの所得（令和2年度）の記載が必要ではないか。 SDGsでは第1に「貧困をなくそう」第3に「すべての人に健康と福祉を」と謳っているがこうした目標を実施するうえでも、国保加入者の正確な実態を記載すべきと考える。	医療費の見直しや国保財政の見直しは、国保の安定的な財政運営のために必要なものとして県国保運営方針に必ず記載すべき事項と規定されております（国民健康保険法第82条の2第2項）。 所得状況は、財政状況などの要因分析を行うに当たり有用な項目の一つと考えられますが、ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
3	P. 2～3 (2) 医療費の見直し	P. 3の2行目に「被保険者のうち中・高齢者が占める割合が高くなること」とあるが、厚生労働省の「令和4年度 医療費の動向」＜年齢階級別＞から医療費の多くを占める「入院外」の伸び率が「平均的」の4%を超えているのは「55歳未満」です。「55歳未満の方々の医療費が増加することや医療の高度化」としてはどうか。	「令和4年度 医療費の動向」（厚生労働省）によれば、入院外では特に55歳未満の医療費対前年伸び率の増加幅は大きくなっていますが、医療費の額では中・高齢層の占める割合が7割以上と大きくなっています。 国保の被保険者は、60歳以上の方が過半数を占めており、今後も被保険者総数が縮小しつつもその傾向は続くことを踏まえた記載としております。
4	P. 3 (2) 医療費の見直し 図表2	「図表2 医療費総額と1人当たり医療費の推計」について 県統計課「岐阜県人口動態統計調査」、厚生労働省「医療給付実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「県別・市町村別の将来推計人口データ（平成27年国勢調査	県国保運営方針策定に当たっては様々なデータを用いており、それら個別の基礎数値の掲載は割愛させていただいております。 また、国立社会保障・人口問題研究所のデータは、令和5年12月に公表された最新

番号	箇所	ご意見（概要）	ご意見に対する県の考え方
		版)」の各調査のもと数値を示してはどうか。各数値などは2023年度のものとしてはどうか。	データに置き換えるなど、可能な限り最新のデータを利用して推計しております。
5	P. 5 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方 (2) 財政の見直し	1つ目の○の文中に「会計年度毎に財政の収支を均衡させる必要があります」を「会計年度毎の収支差引に鑑み財政の収支を見ていく必要があります」としてはどうか。 (県公表の「令和3年度事業概況」から見て市町村には「基金等積立金」等があること、県国民健康保険特別会計は令和4年度の収支額（繰越金）が37.2億円ほどあることから。)	当該箇所は、「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」（令和5年6月厚生労働省）における「国保財政を安定的に運営していくためには、国保が一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として、必要な支出は保険料や国庫負担金などにより賄うことにより、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である」との記載を参考とし、財政収支均衡の原則について記述しております。
6	P. 5 (2) 財政の見直し	3つ目の○の文中に「収入の面では、適正な保険料（税）の設定や保険料（税）収納率の向上の取組などを進めていく」を「数年来の差引収支や基金積み立ての余剰状態、決算状況から収入の面では、適正な保険料（税）の引き下げの設定や保険料（税）収納率の状況を見ていく」としてはどうか。	収支差額や基金の状況は、保険料（税）を設定する際の一要素ではありますが、県内市町村全体の国民健康保険特別会計の収支差額は、支出総額の6%に満たない少額で推移していること、また、基金は主に市町村国民健康保険特別会計に不測の歳入不足があった場合に、その補填財源となることが考えられるものです。 このため、医療費や被保険者数の状況をはじめとした様々な要素を踏まえた「適正な保険料（税）の設定」が必要であり、公平性の観点や、不測の歳入不足を招かないためにも収納率向上の取組が重要と考えております。
7	P. 7 3 赤字削減・解消の取組 (1) 削減・解消を図る赤字の定義	2つ目の○「そのため、国の定義に沿って、市町村の国民健康保険特別会計（事業勘定）における①「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」（以下「法定外繰入金」という。）及び②「繰上充用金の新規増加分」は、削減・解消を図るべき赤字～」を「そのため、市町村の国民健康保険特別会計（事業勘定）における①「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」（以下「法定外繰入金」という。）及び②「繰上充用金の新規増加分」は、市町村において対応するとともに県が必要に応じて削減・解消の支援を図るべき赤字とする」としてはどうか。	法定外の一般会計繰入れは、繰入理由により分類されていますが、そのうち削減・解消すべき赤字に当たるものについて国からその定義が示されております。 また、市町村の国保特別会計は、原則として、必要な支出を国庫負担金や保険料で賄い、単年度の収支が均衡していることが必要であり、国保財政を健全化する観点からも、決算補填等目的の法定外一般会計繰入れは、計画的に削減・解消し、新たに生じさせないことが必要と考えております。 県としても「(2) 赤字市町村の赤字削減・解消の取組」に記載のとおり、市町村と協議を行い、必要な助言を行ってまいります。
8	P. 7～8 (1) 削減・解消を図る赤字の定義 (2) 赤字市町村の赤字削減・「解消」の取組	国民健康保険は国民皆保険制度を支える保険で、他の健康保険に加入できない方および生活保護受給者を除く方が加入する保険となっており、そのため、平均年齢が高い、平均医療費が高い、加入者の所得ゼロが26.1%など平均所得が低い特徴がある。 令和2年度の資料によると所得は国民健康保険の世帯所得は133万円、協会けんぽが260万円、組合健保が400万円、共済組合が462万円となっている。 また雇用主負担もないため、所得に対する保険料負担率は10.3%（協会健保は7.5%、組合健保、共済は5.8%）と高いことになっている。 こうしたこともあり、全国知事会は2014年国に1兆円ほどの国費の増額を要望し	ご意見のとおり、国民健康保険には、加入者の平均年齢や医療費が高く、所得が低い等の構造的な特徴があるため、国に対し、今後も一層の財政支援を要望してまいります。 また、国民健康保険制度では、法に基づいて公費負担分が定まっているところに、さらに法定外の一般会計繰入を実施することは、国民健康保険の適用を受けない住民に対し、結果として法に基づかない負担を強いることとなり、負担の公平性の観点から適切でないと考えております。

番号	箇所	ご意見（概要）	ご意見に対する県の考え方
		<p>ている。また、県内どこに住んでいても同じ負担で給付が受けられるということにするのであれば、国民健康保険でも協会健保でも組合健保でも共済でも同等の保険料にするのが筋ではないか。</p> <p>国民健康保険の現在の実態の中で抜本的に赤字を無くすということは保険料の値上げにしかならない。そのことは国民皆保険を下支えする国民健康保険制度の危機を一層進めることであり、SDGsの趣旨からも逸脱すると考えられる。</p> <p>従って、原案に加え、「国費の大幅な増額を国へ要望する。」また、県民に寄り添う立場から「法定外繰入の増額をする。」を追記することを提案する。</p>	
<b>第2章 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項</b>			
9	P. 11 1 保険料（税）の賦課状況 図表8	<p>「図表8 市町村別保険料（税）の賦課状況」についてモデル被保険者の保険料・税額で表してはどうか。</p>	<p>県国保運営方針は市町村と共通認識の下、一体となって財政運営や保険者としての事務を実施するために策定するものであり、市町村ごとの保険料（税）の計算に際しては、その基となる保険料（税）率や応益・応能割合を掲載することとしております。なお、現状では、モデル被保険者の保険料（税）は、各市町村において様々な条件により算定されているため、個別に記載することは困難です。</p>